

## 森業・山業創出支援総合対策事業助成金交付要領

財団法人都市農山漁村交流活性化機構

- 第1 財団法人都市農山漁村交流活性化機構理事長（以下、理事長という。）は、森業・山業創出支援総合対策事業における優良なビジネスプランの起業者に対して、民間から事業費の**10%**以上、かつ、地方自治体等から事業費の**15%**以上の支援を受けることを要件として、林野庁から交付された補助金の範囲内で、助成金を交付する。
- ただし、第2に定めるアドバイザー派遣費については、この要件は適用しない。
- 第2 第1に規定する助成金交付の対象経費は、①事業化計画の策定及び実証的事業運営に必要な経費（以下、事業費という。）、②専門的分野のアドバイザーによる現地指導等に要する経費（以下、アドバイザー派遣費という。）とする。また、その支援率は、事業費の**1/2**以内、アドバイザー派遣費の**1/2**以内とする。
- 第3 助成金の上限は、1起業者当たり、事業費については**400**万円、アドバイザー派遣費については**150**万円とする。ただし、理事長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。
- 第4 起業者は、助成金の交付を受けようとする場合、交付申請書1部を理事長に提出するものとする。交付申請書の様式は、様式第1号及び第2号とする。交付申請書の提出時期は、理事長が別に定める日までとする。
- 理事長は、交付申請の内容を審査し適当と認める場合、交付対象者に対し助成金の交付決定を様式第3号により通知するものとする。
- 2 交付対象者は、当該通知に係る助成金の交付決定内容に不服があることにより助成金の交付申請を取り下げようとするときは、理事長に対しその受理した日から2週間以内に書面で申し出るものとする。
- 交付申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。
- 第5 起業者は、事業費の支出経費配分及び事業の計画内容の変更（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、様式第4号の変更承認申請書1部を理事長に提出し、承認を得なければならない。
- 第6 起業者は、事業に着手したとき、事業着手届1部を理事長に提出しなければならない。事業着手届の様式は、様式第5号とする。
- 第7 理事長は次の各号に該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 助成金の交付の申請について、不正の事実があった場合
  - (2) 交付対象者が助成金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) その他この要領に定めるところに違反したと認められる場合

2 理事長は前項の規定により、取り消しを行った場合には交付決定取り消しを書面で交付対象者に通知するものとする。

第8 起業者は、予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合、その理由及び事業の遂行状況を記載した報告書1部を理事長に提出しなければならない。

第9 理事長は第7条第1項の規定による取り消しを行った場合は当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されたときは期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第10 起業者は、事業が完了したとき、実績報告書1部を提出しなければならない。実績報告書の様式は、様式第6号及び第7号とし、その提出期日は、助成金の交付のあった年度の3月10日とする。

第11 起業者は、事業完了後5年間、当該事業の成果報告書1部を理事長に提出しなければならない。成果報告書の様式は、様式第8号とし、その提出期日は、毎年、6月30日とする。

第12 起業者は、当該事業の事業化に係る収入及び支出についての帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間整理保管しなければならない。なお、助成金については、起業者の有する他の経理の経理とは区分しなければならない。

第13 事業を開始した年度の最初の日から5年以内に本事業に基づく知的財産権を出願若しくは取得した場合又はこれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合は、当該出願等を行った年度内に、様式第9号により理事長に報告するものとする。